

新潟県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第11号

新潟県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

新潟県公有財産事務取扱規則（昭和48年新潟県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部局長 前号の部局の長(教育庁にあつては、<u>教育次長</u>)をいう。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(財産事務の総括)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 総務管理部長は、前項の事務を行うため必要があると認めるときは、各部局長及び<u>教育長</u>に対し、財産の状況に関する資料若しくは報告を求め、又は所管換え、所属換え等必要な指示を行うことができる。</p> <p>(財産事務の補助執行)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定により補助執行を行う者(以下「<u>補助執行者</u>」という。)は、処分を目的とした行政財産の用途廃止、又は普通財産の処分決定があつたときは、第10条の規定にかかわらず引き続き<u>補助執行者</u>において管理し、又は処分することができる。</p> <p>(適用除外財産)</p> <p>第11条 現に公共の用に供する財産で次に掲げるものについては、第13条、第15条第2項、第19条、第20条、第25条及び<u>第28条から第32条までの規定</u>は、適用しない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(財産台帳等の備付け)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 <u>補助執行者</u>は、別表第1に掲げる財産の区分に従い、その所管に係る財産について、別に定めるところにより調製した財産台帳の正本を備え付けなければならない。</p> <p>3 部局長 (<u>補助執行者</u>を除く。)、地域機関等の長、</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部局長 前号の部局の長をいう。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(財産事務の総括)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 総務管理部長は、前項の事務を行うため必要があると認めるときは、各部局長に対し、財産の状況に関する資料若しくは報告を求め、又は所管換え、所属換え等必要な指示を行うことができる。</p> <p>(財産事務の補助執行)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定により補助執行を行なう者(以下「<u>教育長等</u>」という。)は、処分を目的とした行政財産の用途廃止、又は普通財産の処分決定があつたときは、第10条の規定にかかわらず引き続き<u>教育長等</u>において管理し、又は処分することができる。</p> <p>(適用除外財産)</p> <p>第11条 現に公共の用に供する財産で次に掲げるものについては、第13条、第15条第2項、第19条、第20条、第25条及び<u>第27条から第32条までの規定</u>は、適用しない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(財産台帳等の備付け)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 <u>教育長等</u>は、別表第1に掲げる財産の区分に従い、その所管に係る財産について、別に定めるところにより調製した財産台帳の正本を備え付けなければならない。</p> <p>3 部局長 (<u>教育長等</u>を除く。)、地域機関等の長、</p>

県立学校長又は警察署長は、その所管又は所属に係る財産について、別に定めるところにより調製した前項の財産台帳の副本を備え付けなければならない。

4～6 (略)

別表第2

1 教育財産を取得する事務	教育次長
2 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務	
(略)	

県立学校長又は警察署長は、その所管又は所属に係る財産について、別に定めるところにより調製した前項の財産台帳の副本を備え付けなければならない。

4～6 (略)

別表第2

1 教育財産を取得する事務	教育委員会教育長
2 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務	
(略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(新潟県宿舍管理規則の一部改正)

2 新潟県宿舍管理規則（昭和48年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(貸付料の額)	(貸付料の額)
<p>第11条 貸付料は、月額とし、宿舍の標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、建築経過期間、立地条件その他の事情を考慮して別に定める算定方法により、各宿舍につきその宿舍管理者が総務管理部長又は事務取扱規則第7条第2項に規定する<u>補助執行者</u>の承認を得て定める。</p>	<p>第11条 貸付料は、月額とし、宿舍の標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、建築経過期間、立地条件その他の事情を考慮して別に定める算定方法により、各宿舍につきその宿舍管理者が総務管理部長又は事務取扱規則第7条第2項に規定する<u>教育長等</u>の承認を得て定める。</p>
2 (略)	2 (略)